

鳥取県サイバーセキュリティ体制構築支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県サイバーセキュリティ体制構築支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第2項に規定する中小企業者等であること。
- (2) 啓発セミナー 鳥取県が開催したサイバーセキュリティに関する啓発セミナー又はそれに準ずると商工労働部長が認めたものをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、県内中小企業者等のサイバーセキュリティ体制の構築を支援することにより、県内のセキュリティリテラシー向上を促し、安定した事業活動に資することを目的として交付する。

(補助対象者の要件)

第4条 本補助金の対象者は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者であること。
- (3) 啓発セミナーを受講した者が所属する事業者であること。
- (4) サイバーセキュリティに関する人材育成（サイバーセキュリティ研修の受講、サイバーセキュリティに関する資格取得支援など）に取り組む事業者であること。
- (5) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(補助金の交付)

第5条 県は、第3条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」と

- いう。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の合計額に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下（千円未満は切り捨てる。）とし、上限は同表の第5欄に定める額とする。
 - 3 本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としないものとする。
 - 4 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、商工労働部長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
 - (2) 交付目的の達成に支障が生じ、又は事業効率の低下をもたらすおそれのある事業計画の変更
- 2 第5条第1項の規定は、規則第12条第1項に規定する変更等の承認について準用する。
 - 3 規則第12条第3項の申請書に添付すべき書類は、様式第1号及び第2号とする。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項第1号又は第2号の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は3月24日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第17条第1項の実績報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

（現地調査等）

第10条 知事は、必要に応じて補助事業の進捗について職員に現地調査を行わせ、状況に応じて事業の進捗を促すことができるものとする。

(補助金の支払)

第 11 条 知事は、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合、交付決定額の範囲内で補助対象経費の支払実額に対応する補助金を補助事業者へ支払うものとする。

(補助金の交付停止等)

第 12 条 知事は、補助事業の休廃止等が想定される場合には、第 8 条第 1 項の規定による本補助金の交付決定後であっても、本補助金の交付を停止できるものとする。

2 前項の実施手続き、本補助金交付停止措置の解除及び解除後の本補助金の交付方法等は、補助事業者との協議により決定するものとする。

(補助事業の報告等)

第 13 条 商工労働部長は、必要があると認めるときは、補助事業者に補助事業の状況について報告又は発表させることができる。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第 14 条 本補助金の交付に関する手続きにおいては、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(雑則)

第 15 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は令和 4 年 8 月 25 日から施行する。

附則

改正後の要綱は、令和 4 年 12 月 22 日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

1 補助事業	2 補助対象者	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助金 上限額
県内中小企業者等が行う、サイバーセキュリティ体制構築に資する取組	第4条各号に規定する要件を全て満たす者	情報セキュリティポリシー策定及び人材育成を行うための、専門家派遣経費。	4分の3	300千円

様式第1号（第6条、第8条関係）

鳥取県サイバーセキュリティ体制構築支援補助金 補助事業（変更）実施計画書

1 補助対象者の概要

(1) 概要

名称	
所在地	
代表者 職・氏名	
資本金・出資金等	
従業員数	
事業概要	
産業分類上の事業区分	

(注) 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

(2) 現在のセキュリティ対策の状況

セキュリティポリシーの策定	有・無
サイバーセキュリティ担当部署の設置又はサイバーセキュリティ担当者の配置	有・無
セキュリティシステム又はセキュリティソフトの導入	有・無
サイバー攻撃等による実被害の発生	有・無

(3) 連絡先等

担当者 職・氏名	
担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号	
担当者メールアドレス	

(4) 誓約事項

事業実施に当たり、以下の事項について相違ないことを誓約します。

誓約	項目
	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者ではないこと。
	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
	暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

(注) 誓約する場合は、各項目の誓約欄に○を記載すること。

2 他の支援措置（補助金等）の活用等

有・無	
-----	--

(注) 1 国・県・市町村、各支援機関等の支援措置（補助金等）を活用する場合、「有」に○をつけること。活用しない場合は「無」に○をつけること。

2 「有」の場合は、活用する支援措置名やその内容（補助対象内容、補助率等）、支援予定額、当該支援措置に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

3 実施内容

サイバーセキュリティ体制構築の取組	(1) 情報資産の把握
	(2) 担当部署・担当者の設置
	(3) 情報セキュリティポリシーの策定
	(4) その他
サイバーセキュリティに関する啓発セミナーの受講	
サイバーセキュリティに関する人材育成の取組内容	

(添付書類)

- 1 実施内容についての参考資料
- 2 (※鳥取県の課税対象者となる場合) 鳥取県が課税する全ての県税(個人住民税及び地方消費税を除く。)に未納がないことが確認できる書類(納税証明書等)

補助事業（変更）収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

2 支出の部

（単位：円）

経費内容	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経 費 (消費税等については下記参照)	負担区分	
			本補助金	本補助金 以外

※補助率3/4

※千円未満切捨

（注意事項）

- 1 必要に応じて見積書等を添付すること。
- 2 委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限りこと。
- 3 補助対象経費について県外事業者への発注を予定している場合は、別紙様式「県外発注理由書」に必要事項を記載の上、収支予算書とあわせて提出すること。
- 4 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
- 5 必要に応じて行を増やして使用すること。（1ページに収まらなくても構わない。）

県外発注理由書

内容・金額	発注先 事業者名	発注先 所在地	当該経費に係る 県内事業者の状 況	県内発注できな い理由、県外発注 でなければなら ない理由

※業務委託を県外発注する場合に必要になります。

様

職氏名



鳥取県サイバーセキュリティ体制構築支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県サイバーセキュリティ体制構築支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助事業
本補助金の補助事業の内容は、申請書及び別紙に記載のとおりとする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1) 算定基準額 金	円
((必要に応じて) 内訳)
(2) 交付決定額 金	円
((必要に応じて) 内訳)
- 3 経費の配分
本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額に、鳥取県サイバーセキュリティ体制構築支援補助金交付要綱（令和4年8月25日第202200119483号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。）第5条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

(担当者)

商工労働部産業未来創造課 電話 メールアドレス

鳥取県サイバーセキュリティ体制構築支援補助金 補助事業実施報告書

1 補助対象者の概要

(1) 概要

名称	
所在地	
代表者 職・氏名	
資本金・出資金等	
従業員数	
事業概要	
産業分類上の事業区分	

(注) 産業分類上の事業区分は、日本標準産業分類の中分類を記載すること。

(2) 連絡先等

担当者 職・氏名	
担当者電話番号	
担当者ファクシミリ番号	
担当者メールアドレス	

2 他の支援措置（補助金等）の活用等

有・無	
-----	--

(注) 1 国・県・市町村、各支援機関等の支援措置（補助金等）を活用する場合、「有」に○をつけること。活用しない場合は「無」に○をつけること。

2 「有」の場合は、活用する支援措置名やその内容（補助対象内容、補助率等）、支援予定額、当該支援措置に係る問い合わせ先（補助金等を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

3 実施内容

サイバーセキュリティ体制構築の取組	(1) 情報資産の把握
	(2) 担当部署・担当者の設置
	(3) 情報セキュリティポリシーの策定
	(4) その他
サイバーセキュリティに関する啓発セミナーの受講	
サイバーセキュリティに関する人材育成の取組内容	

(添付書類) 事業の実施状況・成果を示すもの

補助事業収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

科目	金額 (補助対象経費の額)	資金の調達先
自己資金		
借入金		
本補助金		
他の補助金等 (交付者：)		
その他		
補助対象経費計		

2 支出の部

(単位：円)

経費内容	発注先 (所在地)	補助事業に 要する経費 (消費税及び地方消費税を含む)	補助対象 経費 (消費税等については下記参照)	負担区分	
				本補助金	本補助金 以外
計		()	()	()	()

※補助率3/4
※千円未満切捨

(注意事項)

- 1 委託費のうち、補助対象経費にできるものは、やむを得ない事情があるものとして事前に県が認めた場合を除き、県内事業者が実施したものに限ること。
- 2 括弧内には交付決定時の金額を記載すること。
- 3 消費税及び地方消費税は補助対象経費から除くものとする。
- 4 必要に応じて行を増やして使用すること。(1ページに収まらなくても構わない。)